

第13章 建設業



ひろしま建設フェア 2022



建設企業ガイダンス



若手優秀技術者表彰式

1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、さらに、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、建設事業者は、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などといった社会資本の適切な維持管理の担い手としても活躍してきた。

加えて、平成 30 年 7 月豪雨災害等の災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行い、その後も復旧・復興を現場で支えるなど、「地域の守り手」としての建設産業の重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業を取り巻く環境は大きく変化してきており、この変化に対応することが必要となっている。

本県の建設投資は、平成 22 年度にピーク時（平成 3 年度）の 5 割以下まで減少した後、国土強靱化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興工事により公共建設投資が増加、さらに都市開発・設備投資等の民間建設投資も増加したことにより、近年は高い水準となっている。

一方で、建設産業の担い手（技術者や技能労働者等）は、高齢化が進むと同時に、若年者等の入職者も少ないことから、担い手不足が常態化しており、十分な施工体制を組むことができないケースも発生している。さらに、経営者の高齢化も進んでおり、今後廃業する建設事業者が増えていくと、地域によっては建設事業者の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることも懸念されている。

このような課題は全国各地でも同様であり、政府では、建設産業の持続性を高めることを目的として担い手 3 法の改正を進める他、人口減少・少子高齢化社会の中、人手不足を解消するためのデジタル技術の活用等を推進してきた。

本県では、地域の持続的な発展と安全・安心を確保するために、建設産業の進むべき方向性と環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン」を平成 23 年及び平成 28 年に策定し、建設産業の課題に対応した施策・取組を実施してきた。

現在は、建設産業の課題や環境の変化を踏まえて令和 3 年 3 月に策定した「広島県建設産業ビジョン 2021」に基づき、安全・安心な県土づくりに向けた具体的な施策・取組を実施している。

(1) 建設業の担い手確保・育成の推進

令和 5 年度の建設業の担い手の確保・育成については次のとおりである。

ア 学生向け魅力発信・就職支援の取組

(7) 建設企業ガイダンス

土木系学科及び建築学科に所属する就職活動間近の高校生を対象に、建設企業ガイダンスを開催

(4) 土木系・建築系学生向け説明会

土木系・建築系高校等において、若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を開催

(5) 女子学生と女性技術者との交流会

女子学生を対象に、女性技術者との交流会を開催

イ 小中学生等向け魅力発信の取組

(7) ひろしま建設フェア 2023

広島市内において、業界団体と連携した体験型イベントを開催

(4) 小中学校出前講座・現場見学会

公共事業や建設業のイメージアップや理解浸透のため、小中学校出前講座を開催

(5) 図書館での建設業魅力発信展示

主に子供向けの資料の配布や展示、建設重機や土木構造物、建築物等の魅力に関する図書巡回展示を、三次市立図書館で実施

ウ 建設業における人材確保育成の取組

(7) 若手技術者セミナー

若年者の離職対策として、若手技術者セミナーを開催

(4) 技術者育成セミナー

中山間地域での担い手確保に向けた取組として、技術者育成セミナーを開催

(2) 入札・契約制度の改善

令和5年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については、次のとおりである。

ア 公平性・公正性・透明性の確保に向けた取組

(7) 低入札価格調査制度の強化

入札参加者の入札金額により調査基準価格が変動する仕組みを導入

イ 担い手の確保の取組

(7) 週休2日モデル工事の適用拡大

週休2日モデル工事（発注者指定型）について、請負対象設計金額1千万円以上の工事において原則実施

ウ 生産性向上を図るための取組

(7) C I M推進モデル業務の拡大

土工1,000m³以上を含む設計を発注者指定型で発注するなどC I M推進モデル業務の取組を拡大

(4) I C T活用工事の拡大

発注者指定型による適用規模や適用工種を拡大するなどICT活用工事の取組を拡大

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上*の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

※一定規模以上＝1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事
各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位:者)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事許可業者	11,413	11,524	11,591	11,641	11,590
西部建設事務所	6,481	6,567	6,592	6,613	6,571
〃 呉支所	815	822	844	845	841
〃 東広島支所	731	738	744	755	752
東部建設事務所	3,025	3,038	3,066	3,084	3,090
北部建設事務所	361	359	345	344	336
県内大臣許可業者	271	265	268	273	270
合 計	11,684	11,789	11,859	11,914	11,860

年間許可申請処理件数(知事許可)

(単位:件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新 規	393	460	520	486	395
業種追加	447	474	306	247	229
更 新	999	1,563	2,431	2,623	2,398
合 計	1,839	2,497	3,257	3,356	3,022

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

なお、令和4年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数

(令和5年3月31日現在)

事務所別	区 分	知事許可業者
西部建設事務所		1,285
〃 呉支所		326
〃 東広島支所		253
東部建設事務所		947
北部建設事務所		148
合 計		2,959

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、令和3・4年度分については、令和2年11月に受付を行い、令和3年5月、7月、10月及び令和4年2月、5月、9月に追加の受付を行った。なお、令和5・6年度分については、令和4年11月に受付を行っており、令和5年6月1日から有効となる。資格認定は、各業者の経営事項審査結果（客観的事項）と県工事成績、県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに3～4の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等（客観的事項）と県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

令和5年3月31日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況 (令和5年3月31日現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事等		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,188	135	345
県外	58	599	469
合計	2,246	734	814

(注)「県内」、「県外」については、建設工事等は主たる営業所、コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、令和4年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数 (単位：件)

年度	手続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件数 (A+B-C)	審理開催 回数
令和4	あっせん	0	1	1	0	1	2
	調停	1	1	2	1	1	7
	仲裁	0	1	1	0	1	3
	合計	1	3	4	1	3	12

6 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。

7 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者（浄化槽工事業者という。）は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（特例浄化槽工事業者という。）は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移

(単位：者)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
浄化槽工事業者	県内	79	75	77	75	73
	県外	1	0	0	0	0
	合計	80	75	77	75	73
特例浄化槽工事業者	県内	629	635	631	639	595
	県外	81	80	79	79	79
	合計	710	715	710	718	674

8 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成 12 年 5 月に制定され、平成 13 年 5 月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業の登録業者数

(単位：者)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
県 内	180	221	246	274	288
県 外	7	13	14	15	15
合 計	187	234	260	289	303

9 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月 1 回）及び建設工事施工統計調査（年 1 回）を実施している。